

賃貸住宅ご入居者のための

# 思わぬ事故とその対策

No. 6

「大変だ!この水、きつと下までいってるよ~!どうしよう?」

## 《個人賠償事故》



どうやら洗濯機の排水ホースが外れて、洗面所から水があふれ出ているようです。床にあふれた水は、階下の天井や壁を伝って、水漏れを起こしていると思われます。

階下の方は、水漏れによって、衣類や布団が汚れたり、電化製品が壊れたりします。賠償するとしてもどこまで支払わなければならないのか不安になります。

まずは水を止め、できるだけ早く階下の方にも水漏れしていないか確認してもらいましょう。階下の方の損害の拡大を防ぐことは重要です。また、天井や壁のシミは、事故直後でないとは確認できませんので、写真に撮っておきましょう。片付いたら、管理会社と保険会社に連絡しましょう。

階下に対する漏水事故が、弊社「ハトマーク補償」(住宅用賃貸総合補償保険)の個人賠償事故において圧倒的に多い事故です。中でも洗濯機の給水や排水のホースが外れることによる水漏れの事故が多くなっています。他の水漏れ原因としては、風呂をあふれさせたり、シンクのつまりによるものがあります。水漏れ以外の個人賠償事故としては、自転車の運転中に他の自転車や歩行者と衝突する事故や、お子様のいたずらによる賠償事故などがあります。ただし、他人から預かっていたものを壊した場合等は、管理下中の事故として補償対象外となりますので、ご注意ください。

—そんな事故に備えて、「ハトマーク補償」にご加入ください—



株式会社宅建ファミリー共済

この内容は概要の説明です。詳しくは弊社または取扱代理店までご連絡ください。